

専門医制度に関する内規

現在下記の内規が設けられています。

- ・日本顎顔面インプラント学会認定研修施設に関する内規
- ・専門医・指導医・研修施設・准研修施設認定料について
- ・施設長不在施設の顎顔面インプラント暫定指導医の申請について
- ・専門医と指導医の両方の資格を有する会員の更新に関する内規
- ・日本顎顔面インプラント学会認定証再発行に関する内規
- ・専門医、指導医等の申請および更新に際しての診療実績の症例についての内規

■2012年(平成24年)5月26日理事会承認

- ・日本顎顔面インプラント学会認定研修施設に関する内規

当学会認定施設において、転勤や異動等により指導医が不在となった場合に関する内規を下記のとおり定める。

1. 前任の指導医もしくは施設の施設長に確認し、その後の新任の在籍予定や非常勤指導医の在籍の有無を確認し、不在となった日から2年間は研修施設として有効とする。
2. この内規は2012年5月26日より施行する。

■2014年(平成26年)11月28日理事会承認

- ・専門医・指導医・研修施設・准研修施設認定料について

	審査料	登録料	更新
専門医	3万円	5万円	審査料2万円+登録料1万円
指導医	3万円	5万円	審査料2万円+登録料1万円
研修施設	1万円	5万円	審査料1万円+登録料2万円
准研修施設	1万円	3万円	審査料1万円+登録料1万円

1. 専門医資格保持者は専門医更新済みの場合、指導医更新審査料は免除する。
※2016年2月20日理事会承認により追加
2. 2018年5月19日理事会にて関連研修施設の名称を准研修施設とすることが承

認された。

■2016年(平成28年)2月20日理事会承認

・施設長不在施設の顎顔面インプラント暫定指導医の申請について

施設長不在の公益社団法人日本顎顔面インプラント学会指導医申請の診査は暫定指導医申請条件(平成19年12月2日総会承認、平成20年8月2日理事会一部修正)に準じて下記の通り行う。

対象者

研修施設のない大学レベルの機関あるいは研修施設長不在の研修施設に常勤として所属し、インプラントおよび関連手術に関する診療実績を有する者

(1)申請資格:

- 1) 日本国の歯科医師または医師免許を有し、良識ある人格を有する者
- 2) 歯科医師または医師免許登録後、3年以上継続して本学会会員であること
- 3) (社)日本口腔外科学会専門医取得後3年以上指定研修施設で診療実績のある者もしくはそれに準ずる者
- 4) BLSもしくはICLSコースを終了していること
- 5) 下記のいずれかの条件を満たすこと
 - ①現在および過去に(社)日本口腔外科学会指導医で研修指定機関長についてはインプラントおよび関連手術20症例の経験があること
 - ②(社)日本口腔外科学会指導医についてはインプラントおよび関連手術50症例の経験があること
 - ③(社)日本口腔外科学会専門医取得後3年以上指定研修施設で診療実績のある者についてはインプラントおよび関連手術100症例の経験があること
 - ④上記以外の者についてはインプラントおよび関連手術150症例の経験があること上記症例については術後1年以上観察した症例であること
- 6) 公益社団法人日本顎顔面インプラント学会専門医制度施行細則に指定する論文掲載雑誌に掲載されたインプラントおよび関連する論文実績を5編以上有すること
- 7) 暫定指導医取得後5年以内に専門医を取得すること

(2)判定:専門医制度委員会が審査を行い、理事会で最終判定を行う。

(3) 審査料および登録料

審査料： 3万円 登録料： 5万円とする。

(4) 申請があった場合に随時行う。

■2016年(平成28年)2月20日理事会承認

・専門医と指導医の両方の資格を有する会員の更新に関する内規

専門医と指導医の両方の資格を有する会員に関しては申請内容が重複し、更新申請が煩雑になることか予想される。今後は専門医の更新をもって次回の指導医の更新とする。その際審査料は無し、更新登録料は1万円を請求する。

■2020(令和2)年7月19日理事会承認

・日本顎顔面インプラント学会認定証再発行に関する内規

1. 認定証紛失時の再発行の費用は、登録料の半額(研修施設¥10,000、専門医および指導医¥5,000)とする。
2. この内規は2020年7月19日より施行する。

■2020(令和2)年8月22日理事会承認

・専門医、指導医等の申請および更新に際しての診療実績の症例についての内規

申請するインプラント埋入手術症例および骨造成手術症例は1口腔1症例とする。ただし、インプラント埋入手術症例でも日を異にした骨造成手術症例は別の1症例としてもよい。